

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19H04373

研究課題名(和文) ポスト新自由主義時代におけるラテンアメリカの人権レジーム：地域統合と各国での実践

研究課題名(英文) Latin American Human Rights Regimes in post neoliberal era

研究代表者

宇佐見 耕一 (Usami, Koichi)

同志社大学・グローバル地域文化学部・教授

研究者番号：50450458

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,200,000円

研究成果の概要(和文)：現代ラテンアメリカには様々な人権問題が存在している。本研究では、人権を自由権のみならず、各種社会権についても分析の対象とした。先行研究では、権利の視点から人権とそれに関する政策の研究が増加しているが、それらは一国研究が多くを占めている。これに対し本研究では一国研究から視野を広げ、国際人権レジームがラテンアメリカ各国の人々の人権を如何に保護しているのか、あるいはその限界という課題に取り組んだ。対象国は、メキシコ、コスタリカ、ペルー、アルゼンチン、ベネズエラ、対象も女性、移民、先住民、政治的権利、高齢者の権利である。国際人権レジームの現状は、宣言的性格が強いが、各国の政策に影響を及ぼしている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、それまで一国研究で自由権が主たる研究対象であったラテンアメリカの人権研究に関して、国際人権レジームという分析の視点を取り入れた点である。ラテンアメリカにおける人権の保護に関する諸制度の整備と実践は、一国レベルで実施されてきた。他方自由権および社会権の保護に関する国際的、またラテンアメリカ地域における条約や宣言からなる国際人権レジームが成立している。本研究では、国際人権レジームが実質的に各国の人々の人権を如何に保護する機能を果たしているのかを実証的に検討している。本研究では、国際人権レジームは主として宣言的な役割を果たしているが、各国の制度形成へも一定の影響を及ぼしていることが判明した。

研究成果の概要(英文)：There are various human rights problems in contemporary Latin America. In this study, human rights were analyzed not only for liberal rights aspects but also for various social rights aspects. In previous researches, studies on human rights and related policies from the perspective of rights are increasing, but most of them are one country studies. On the other hand, in this research, We have broadened our perspective from one country research and tackled the problem of how the international human rights regime protects the human rights of people in Latin America and its limits. The target countries are Mexico, Costa Rica, Venezuela, Peru, and Argentina, and the themes are diverse, including women, immigrants, indigenous peoples, political rights, and the rights of the elderly. The current state of the international human rights regime has a declaratory character, but it influences national some policies.

研究分野：ラテンアメリカ地域研究

キーワード：国際人権レジーム ラテンアメリカ 女性 移民 先住民 高齢者 民主主義

1. 研究開始当初の背景

21世紀に入りグローバル化の一層の進展、国際的な市場競争の激化、また移民の増大等が社会的問題をもたらすと反グローバル化言説が表面化している。ラテンアメリカ諸国では、1990年代の新自由主義改革を経て経済面においてグローバル化が進展し、域内外での移民も引き続き増大している。このような状況の下で、本研究ではラテンアメリカ諸国の低所得層、移民労働者、先住民、女性等の権利を擁護する制度として、社会権を含む国際的な人権レジームの域内各国での影響に注目する。同地域において各種の国際人権レジームは、国際レベル、米州レベル、共同市場レベルで法制化されて制定されている。しかし、そうした諸法制度も必ずしも安定的なものではなく、反グローバル化言説と、それに影響を受けて政策も変容している。

2. 研究の目的

本研究では、以下の3点を解明することを目的とする。

第1に国際的・地域的人権レジームを反映して、各国レベルで低所得層、移民労働者、先住民、女性等社会的弱者の権利を保護するためにどのような制度や政策が制定されたのか。第2に21世紀に入り反グローバル化言説が強まる中で、それがどのように変容しているのか。第3にそうした政策や制度の持つ実効性がどの程度あり、どのような問題が残されているのか、またその背景にどのような要因があるのか。分析する時期は、1990年代の新自由主義改革を経てその政策の見直し、さらに再度のやり戻しが起こっている現状を対象とする。

3. 研究の方法

このような課題を明らかにするために本研究においては、政治学的アプローチと人類学的・社会学的アプローチを組み合わせた共同研究方式を採用。国際人権レジームあるいは地域人権レジームがどのように各国の法制や政策に具現化し、その後それがどのように変容しているのかという問いに対しては、政治学的アプローチを用いる。政治学的アプローチでは、政策の国際的伝播理論を参照することができる。また、各国内での制度や政策制定とその変容の過程は、政治家、官僚、圧力団体等の動きを分析するとともに、それらアクターの言説に注目し、それがどのように制度や政策を制定・変容させたのかを明らかにする。

他方、こうした国際的・地域的人権レジームを反映されて各国で制定された制度や政策、またその変容がどの程度実効性を持っているのかに関しては、人類学的・社会学的アプローチを用いる。社会学的・人類学的アプローチでは、低所得層、移民労働者、先住民、女性等を対象としたフィールド調査を実施する。こうしたラテンアメリカ諸国における国際的・地域的人権レジームを背景とした各国の人権を保護する諸制度の制定と変容、およびその実効性に関して、政治学的アプローチと人類学的・社会学的アプローチを併用して総合的に分析しようとする点が本研究の最大の特徴である。

4. 研究成果

国際人権レジームに関しては既に多くの研究や紹介文献が存在する。本研究会では、人権を自由権と社会権両者を含むものと捉えて分析を行った。

本研究課題であるどの程度国際人権レジームが国内的に実効力をもつかという問題に関して、ドネリーが示した次の二つのレベルの基準をもとに分析した。国際的基準がそのまま各国により受け入れられた権威のある国際規範、国家が部分的に国際基準を受け入れた国家による例外規定のある国際基準、国家により受け入れられてはいないが推奨されている国際ガイドライン、国際的基準が不在の国家レベルの基準。一方、国際規範等の決定手続きに関して、ドネリーは以下の6つのタイプを挙げている。有効な強制力を伴う国際的決定、国際的監視、

国際的政策協調、国際的情報交換、国際的勧告または支援、国家主権のもとに行われる国家による決定。彼の国際レジーム構成要素の分類は、この規範・原則・ルールと、その決定手続きを交差させて行われる。そして主として決定手続きを基にレジームを強制レジーム、履行レジーム、促進的レジーム、宣言的レジームに分類している(Donnelly 1986 603)。このように、国際レジームといってもレジームによりその性格が異なることが指摘されている。他方、本書で取り扱う国際人権レジームは、国際条約、宣言、規約があり、それに加えてそうした条約や宣言等の実効性を担保する国連、ILO、WHO等の実施機関から構成される複合的なレジームである。これをどのように分析するのかという問題に関して、コヘイン(Keohane)とヴィクター(Victor)は、その気候変動に関する国際レジームを考察した論文において、レジーム・コンプレックス(regime complex)という概念を提起している。彼らは国際的な案件を規制する制度を、一方の極に単一の統合された法的制度を備えた機関があり、その対極に非常に分散した配列の制度があるとす。レジーム・コンプレックスとは、この両極端の中間に位置する国際レジームで

あるとする(Keohane and Victor, 2011, 7)。

国際人権レジームに関するこのような見方を前提に、本研究ではメキシコ、コスタリカ、ペルー、ベネズエラ、アルゼンチンを対象に、女性の権利、移民の権利、先住民の権利、高齢者の権利、および政治的権利に関して事例研究を行った。アルゼンチンの高齢者の権利保護に関しては、宇佐見耕一が担当した。米州レベルでの高齢者人権レジームの形成には、アルゼンチンが積極的に関与していることが指摘されている。アルゼンチンでは、ペロン政権期に高齢者人権宣言が制定され、そこでは世界に対しても高齢者の権利を宣言している。また米州高齢者人権条約制定に先立つ一連の地域レベルでの会議をアルゼンチンが主催しており、アルゼンチン政府の米州高齢者人権条約制定への積極的かかわりがあったといえる。他方、米州高齢者人権条約のアルゼンチン国内における影響は、連邦議会レベルに多数の高齢者保護法案が同条約を根拠に提出され、その一部が実現され制度化されている点がある。高齢者保護の社会保障制度の大枠は、アルゼンチン国内の理論で整備拡大したが、米州高齢者保護条約を根拠とした高齢者保護の制度化もなされており、アルゼンチン国内ですでに整備された制度を補完・強化する役割を果たしている。また、高齢者の人権を守る制度としては、連邦・地方レベルの人権擁護局への申し立てが圧倒的多数である。しかし、米州高齢者人権条約を根拠とした司法への告訴の事例も見られ、司法のレベルでも国内の人権擁護局の制度を補完・強化しているといえる。さらに、未だ事例としては存在しないが、米州高齢者人権条約違反を国内で解決できない場合、米州人権委員会および米州人権裁判所が最終的に判断する可能性を制度的に保障されている。高齢者の人権は、医療や年金など社会福祉と強く関係し、それらは一義的には国家の責任である。しかし、ジェソップの言う福祉国家の上への拡大や、地域的な横への拡大は高齢者の人権に関してもみられ、米州高齢者人権条約は、福祉国家の横への拡大の事例であろう。アルゼンチンは、その高齢者人権レジームの地域的拡大、すなわち横への拡大に積極的に関与し、またその地域的高齢者人権レジームはアルゼンチンの高齢者保護を補完・強化する関係にあるとみることができる。

ペルーの事例は村上が担当した。同国では、ボリビア、グアテマラ、エクアドル、メキシコと比べて、ラテンアメリカにおいて比較的先住民人口が多い国であるものの、他の4ヶ国とは対照的に先住民運動が活発ではないことで知られる。そうしたペルーでも、国際社会で進展してきた先住民の権利保障への動きを受けて一定の国内法の制定が進んできた。国際的に進められてきた人権レジームの整備が、ペルーで何らかの反応や変化をもたらしたか否かを考察した。まず対象となるペルーにおける先住民とその運動の状況についてあらためて振り返った後、法整備の状況とその効果について分析した。

ベネズエラは坂口が担当した。同国では反政府派政治家や市民に対する弾圧・逮捕・拷問、治安当局による市民への暴力などが拡大し、多くの犠牲者を出してきた。しかし司法や検察がチャベス派に支配されているため人権侵害の訴えが国内で取上げられることはない。一方国際社会では、第二次世界大戦後国連を中心に、国家主権との相克の中で国家による暴力に対して人道的介入、保護する責任などの概念が醸成され、国連をはじめとする国際機関、各国政府、国際人権NGOなどが活動している。ベネズエラの国家による人権侵害問題が、国際人権レジームでどのように取り上げられているのか、それらで見られる可能性と問題点について考察した。

中米からメキシコへの移民の人権保護に関しては北條と柴田が担当した。柴田によると、現AMLO政権は就任当初移民に寛大な立場を表明し、当初(1月)は人権にもっとも重きを置いた政策をとろうとしていた(Narváez y Gandini 2021: 44)。しかし、2019年から米国の対移民政策が強化され、MPPへの対応を迫られるようになると、人道ビザを発給する一方で、国家警備隊を配置してドキュメントを持たない移民の規制強化し、また出身国への送還も行う政策がとられた。中米諸国と包括的な協力関係を構築するとしているが、具体的な進展はあまりみられない現状であり、他方中米移民対策は、国民に支持されているとする。

同じく北條はメキシコにおける中米移民の人権保護をめぐる制度と実体を扱った。メキシコは米国の移民政策に条件づけられながら、移民の送付、通過、受入れ、帰還という4つの異なる局面に直面している。南部国境地帯では中米北部3カ国からの移民の一部受入れを行ってはいるものの、非合法的な越境や犯罪組織の取締りに力を入れ国境警備を強化している。移民の保護や公的支援は不十分であり、移民に対する暴力やゆすり、人権侵害が横行している。OIMやACNURの現地事務所も、難民支援委員会(COMAR)や国家移民局(INM)といったメキシコ政府の機関も、様々なプログラムに取り組んではいるが、最前線で移民・難民のためにより現実的な対応に尽力している移民支援施設(casas del migrante, albergues, comedores y centros de derechos humanos, etc.)なしにはたちゆかない。政府や自治体より迅速に対応する、人権意識の高いこうした組織活動からは、「市民社会のプロフェッショナル化」が窺える。国際的な移民問題に取り組むための包括的な枠組み・指針として、国連は「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト(GCM)」を採択したが、将来的な国際協定のたたき台とはなり得ていない。メキシコが米国をも巻き込んだ中米北部3カ国との包括的な移民レジームを連携構築する可能性を検討するために、政治的合意、法的枠組、経済的支援、情報共有、さらには米国の移民政策や法律との整合性といった要素に着目する。

メキシコの女性による家事労働者の権利保護に関しては、松久が担当した。メキシコの家事労働者条約のガバナンスは、国家機関(CNDH)およびネットワーク型のNGO(SINLACTAH)が中心的役割を果たしている。それは国内レベルの機関の連携によりガバナンスが実現しているとみてよい。しかし、家事労働者条約のガバナンスは、批准の必要要件の形式的実現にとどまり、大多

数の家事労働者の労働条件改善までに至っていない。グローバルおよび地域レベルの NGO の活動はアドボカシー活動、調査・研究活動が中心である。また、移民家事労働者は、国内の組合員・NGO の活動対象に入っていない。したがってメキシコでは、移民家事労働者のグローバル・ガバナンスは機能していない。

額田は、2022 年 8-9 月にかけてコスタリカでの現地調査（約一ヶ月間）を行い、首都圏および南部の先住民居住区（カバグラおよびウハラス）で聞き取り調査および参与観察を実施した。その後 2023 年 2-3 月にかけても二週間弱のフォローアップ調査を実施した。これらの現地調査の成果として、先住民の権利に関する国際人権レジームを反映し国内で着手された教育制度改革や新たな国内法制定の動きにより、一方では同国先住民の自己決定権の行使をこれまで以上に促す状況が生まれたこと、しかし他方ではこれらの制度上の変化が先住民居住区に暮らす住民間の内部対立をより深刻化させる遠因となっていることがわかった。

本研究において分析の対象となった社会的脆弱層の自由権や社会権の保護に関する制度は、まず国内で整備すべきものであるが、必ずしも十分な制度整備ができておらず、また制度が存在していても十分に機能していない場合が存在する。そこで、国際人権レジームは人権保護の制度制定を促進する役割が一部見られた。他方、司法の場においても事例は少数であるが、国際人権レジームにある条約を国内の司法で適応した事例も見られた。また、ラテンアメリカの地域人権レジームにおいては、個人または団体が直接米州人権委員会、あるいは米州人権裁判所に提訴できることとなっている。総じてラテンアメリカにおける人権レジームは、ドネリーの分類による促進的レジームと判断される。

Donnelly, Jack, “International Human Rights: A regime Analysis” *International Organization*, Vol.40 No.3, 1986.

Keohane, Robert O. and David G. Victor “The Regime Complex for Climate Change”, *Perspective on Politics*, 2011, Vol.9 No.1,

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 柴田修子	4. 巻 41
2. 論文標題 コロンビアにおける平和構築の阻害要因 トゥマコのFARC分離グループの事例研究	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ラテンアメリカ研究年報	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柴田修子	4. 巻 39-1
2. 論文標題 コロンビア・ドゥケ政権下における全国抗議行動とその背景	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ラテンアメリカ・レポート	6. 最初と最後の頁 18-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 北條ゆかり	4. 巻 869
2. 論文標題 メキシコからみた米国の人種関係	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 歴史評論	6. 最初と最後の頁 5-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 宇佐見耕一	4. 巻 41-2
2. 論文標題 アルゼンチン	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 212-215
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柴田修子	4. 巻 32-2
2. 論文標題 コロンビアにおける初の左派政権誕生	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ラテンアメリカ・レポート	6. 最初と最後の頁 17-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 柴田修子
2. 発表標題 メキシコにおけるトランジット移民 - 法整備と現実のはざままで
3. 学会等名 国際開発学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 宇佐見耕一
2. 発表標題 アルゼンチンにおける高齢者の保護と国際人権レジーム
3. 学会等名 日本ラテンアメリカ学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 村上勇介
2. 発表標題 国際人権レジームと先住民 ペルーの事例
3. 学会等名 日本ラテンアメリカ学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 坂口安紀
2. 発表標題 ベネズエラにおける人権侵害と国際人権レジーム
3. 学会等名 日本ラテンアメリカ学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 宇佐見耕一	4. 発行年 2019年
2. 出版社 上智大学出版会	5. 総ページ数 25
3. 書名 幡谷則子編 『ラテンアメリカの連帯経済 コモン・グッドの再生をめざして』	

1. 著者名 宇佐見耕一	4. 発行年 2019年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 21
3. 書名 松久玲子編 『国境を越えるラテンアメリカの女性たち ジェンダー視点から見たこくさ愛労働移動の諸相』	

1. 著者名 宇佐見耕一編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 294
3. 書名 新世界の社会福祉10 中南米	

1. 著者名 宇佐見耕一編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 439
3. 書名 2020世界の社会福祉年鑑	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	額田 有美 (Nukada Yumi) (20838528)	大阪大学・人間科学研究科・助教 (14401)	
研究分担者	松久 玲子 (Matsuhisa Reiko) (40239075)	同志社大学・研究開発推進機構・嘱託研究員 (34310)	
研究分担者	北條 ゆかり (Hojo yukari) (40263032)	摂南大学・外国語学部・教授 (34428)	
研究分担者	村上 勇介 (Murakami Yusuke) (70290921)	京都大学・東南アジア地域研究研究所・教授 (14301)	
研究分担者	柴田 修子 (Shibata Noboko) (70573707)	同志社大学・グローバル地域文化学部・助教 (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	坂口 安紀 (Sakaguchi Aki) (80450477)	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・地域研究センター・主任調査研究員 (82512)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関